

# 令和元年五所川原市教育委員会第7回定例会会議録

五所川原市教育委員会

令和元年五所川原市教育委員会第7回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果
議案第15号	令和元年11月19日	小学校スポーツ活動の方針について	令和元年11月19日	原案可決
議案第16号	令和元年11月19日	中学校運動部活動の方針について	令和元年11月19日	原案可決

令和元年五所川原市教育委員会第7回定例会会議録

日時：令和元年11月19日（火） 午後2時00分開会

場所：五所川原市本庁舎 3階 委員会室

◎議事日程

開会

- 第 1 会議録署名委員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 前回会議録の承認（令和元年第6回定例会）
  - 第 4 教育長の報告
  - 第 5 議案第14号 五所川原市立小学校及び中学校の就学すべき学校の指定変更並びに区域外就学に関する取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について
  - 第 6 議案第15号 小学校スポーツ活動の方針について
  - 第 7 議案第16号 中学校運動部活動の方針について
- 閉会

◎出席教育長及び委員（４名）

教育長	長 尾 孝 紀
1 番	丁子谷 悟 委員
2 番	木 村 吉 幸 委員
3 番	三 瀨 洋 生 委員

◎欠席した委員（１名）

4 番	奈 良 陽 子 委員
-----	------------

◎説明のため出席した職員（９名）

教育総務課	教育部長 小 林 耕 正
社会教育課	課長 川 浪 生 郎
スポーツ振興課	課長 大 沢 丈 徳
学校教育課	課長 近 藤 達 也
学校給食センター	課長 谷 川 龍 三
図書館	所長 葛 西 一
学校教育課	館長 吉 田 秋 蔵
スポーツ振興課	課長補佐 川 浪 学
	主幹 古 川 純 一

◎職務のため出席した職員（１名）

教育総務課	課長補佐 古 川 憲
-------	------------

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が３名、定足数に達しております。これより令和元年五所川原市教育委員会第７回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名に入ります。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、私の方から指名いたします。1番 丁子谷委員、2番 木村委員にお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第2、会期についてお諮りいたします。会期は本日一日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（令和元年第6回定例会）

○教育長

日程第3、前回の会議録の承認についてであります。ご異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議がないようですので、第6回定例会の会議録を承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

日程第4、教育長の報告ですが、まず最初に平成31年度五所川原市市褒賞・文化褒賞についてお知らせします。11月3日

に市褒賞・文化褒賞の表彰式がホテルサンルート五所川原で行われ、本年は市褒賞4名、文化褒賞1名の計5名が受賞されました。学術・教育関係では、昨年度市教委の文化顕彰で「文化功労賞」を受賞された長尾キヨさんが、学術研究功労の功績で市文化褒賞を受賞しました。長尾さんは、「津軽植物の会会員として、地域植物の新種の発見や普及に尽力する等多年にわたる活動により、地域植物学研究的の向上並びに文化発展に貢献された。」ことの功績によるものです。

次に、10月12日に東峰小学校10周年、10月25日に中央小学校50周年、そして11月9日には市浦中学校50周年記念式典が盛大に開催されました。東峰小、中央小では共に記念式典の中で、歴代校長、PTA会長等への感謝状贈呈、子供たちの呼びかけなどが行われたほか、式典終了後には学習発表会も開催されており、多くの保護者・地域の関係者が出席されておりました。また市浦中では、式典の前に地域に伝わる伝統行事である「脇元小馬おどり、十三の砂山おどり、相内の虫送り」を全校生徒で発表してくれました。佐々木市長も子供たちの踊りや発表に感動しておりました。式典の後の講演会では、地域の出身者で「安藤の郷応援隊」の成田義正氏が「今を切に生きる」という演題で、市浦中学校の歴史について当時の世相等も交えながら講演してくれました。その後祝賀会も催され、参加した皆さんが地域と一体となって市浦中学校を支えているということを実感した一日でした。

最後に、11月8日に開催されました「第2回市町村教育委員会教育長会議」についてお知らせします。和嶋県教育長から、「平成31年度は重大事案が連続して発生し懲戒処分が下されているので、教育長の皆さんには教職員の服務規律の確保について危機感を持って対応に当たってほしい。」との挨拶があり、続いて各課の課長から所管事項の説明がありました。

私からは以上です。

## ◎付議案件

### ○教育長

次に、日程第5 議案第14号「五所川原市立小学校及び中学校の就学すべき学校の指定変更並びに区域外就学に関する取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について」ですが、本件は次回定例会で審議いたしますのでご了承下さい。

次に日程第6 議案第15号「小学校スポーツ活動の方針について」を議題といたします。本件について担当課より説明願います。

### ○スポーツ振興課長

議案第15号「小学校スポーツ活動の方針について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○木村委員

運動部活動から社会体育への移行となっていますが、現在、運動部が存続している所では、これまでと同様であると考えてよろしいのでしょうか。

○スポーツ振興課長

本方針では、運動部活動から社会体育へ移行することとし、移行期間を令和2年度から3年度までの2年間としております。ですから運動部活動として成り立っている所がすぐに社会体育へ移行しなければならないわけではなく、2年間のうちに移行するものであります。

○丁子谷委員

スポーツクラブとスポーツ少年団の違いは何でしょうか。

○スポーツ振興課 古川主幹

スポーツクラブとスポーツ少年団はほとんど一緒ですが、スポーツ少年団が大会に出場する場合、日本スポーツ協会が認定した指導者資格を有する者2名をベンチに置く必要があります。ただし、来年度は指導者についての考え方も変わるそうなので、青森県体育協会にも確認しているところです。

○教育長

スポーツ少年団は日本スポーツ協会が統括する全国組織の大きな団体であり、主催する大会では有資格者を置く必要があります。スポーツ少年団とは関係のない大会もたくさんありますが、そこでは有資格者を置くといった制限はありません。

○木村委員

スポーツ少年団では学校の先生も1人担当させなければならないと記憶しているのですが。

○スポーツ振興課 古川主幹

以前は種目によって、そのようなことがあったかも知れませんが、現在は先生でなくとも指導者になることができます。

○丁子谷委員

保護者の取り組みとして指導者の確保が挙げられていますが、これは保護者が独自に探すものなのか、あるいは教育委員会が指導者を探してエントリーさせ、そのなかから選択していくもののでしょうか。

○スポーツ振興課長

指導者の確保は重要な事ですが、原則として地域の保護者主体となって探していただくこととなります。教育委員会としては、相談を受けた場合に市体育協会と連携しながら協力し支援していくこととなります。

○教育長

指導者の確保については保護者会などに動いてもらい、対応してもらうこととなります。教育委員会としても協力はしていきますが、全てに関わることは難しいのが実情であります。

○丁子谷委員

保険加入を義務付けていますが、これは指導者のみが個人で加入するものなのでしょうか。あるいは子供たち全員が団体として加入するものなのでしょうか。

○スポーツ振興課長

保険は団体で加入していただくこととなります。

○教育部長

これまでの部活動は学校活動の一環として見なすため対象となってきましたが、社会体育へ移行することで学校活動から切り離されることとなりますので、別途保険加入を義務付けなければならないという考えから、本方針に記載しております。それからスポーツ活動が学校から切り離されることで、運営主体も変わってきますので、今後は一般的には保護者会を作ってください、その中で運営形態や指導者の確保をどうするのかといったことを検討していただくこととなります。原則としては保護者会の中で指導者を探していただくことにはなるものの容易ではありませんので、体育協会からの指導者情報を必要に応じて教育委員会からも提供していくこととなりますし、本指針を出すからには何かしらの形で協力していくこととなります。ただし全国的には既に社会体育へ移行しており、青森県のように小学校において部活動を実施しているのが稀であります。また教職員の働き方改革を進めていかなければならず、ますます部活動を担う人材の確保が困難になることが予想されることも本方針を策定する後押しになっております。



これから2年間をかけて社会体育へ移行していくこととなりますが、既に移行済みの団体もありますので、教育委員会としての支援・協力体制を整備していきたいと考えております。

#### ○丁子谷委員

競技経験者である地域の方や保護者に対して声掛けをするなど指導者の確保に取り組む必要があるとしているものの、競技経験者であれば勝利を意識した指導をしたいと思います。それに対して本方針で勝利を目指すことだけが目的ではないとするのであれば、指導者にある程度の講習を受けさせた上でなければならないと思いますので、指導者を育成するという観点で進めるようお願いいたします。

それから発育途上にある児童にはケガをしてスポーツを断念するケースもありますので、メディカルチェックをしてケガの未然防止に取り組んだり、ケガをした際には医療機関の手配をするなど、指導者にはより具体的な指導案を作成させることも必要になってくると思います。そしてその指導案に対して市教委がチェックすることも必要になりますので、併せて検討をお願いいたします。

#### ○教育長

技術的な指導方法ではなく、子供たちの安全や健康などを考慮した指導という観点から講習会を開催することになっておりますし、実際に指導していくなかでも課題等が出てくると思いますので、必要に応じて対策を進めていきたいと考えております。

それから、保護者等へは今後どのように周知していくのか、説明願います。

#### ○スポーツ振興課長

今後の予定ですが、本定例会において承認されましたら年明けに開催されます小中学校長会議において、児童スポーツ活動の方針について説明いたします。その後、2月下旬から3月上旬にかけて各学校を訪問し、参観日の全体会などで保護者に対して説明したいと考えております。

#### ○三瀨委員

既にスポーツクラブなどの社会体育へ移行した団体は大丈夫だと思いますが、これから移行していくところでは指導者の確保などの課題が予想されます。その中で1つの団体として考えがまとまらず保護者同士で対立してしまうと、子供たちや学校にも影響が出てくる可能性もあり未然に防ぐ必要があると思いますが、スムーズに移行できない場合には、相談はどこにすればいいのでしょうか。

○教育長

子供たちに何か影響があるといけませんので、学校側でも当然関わることにはなりますが、本方針は教育委員会として出すものでありますので、移行に関する相談は教育委員会が対応いたします。

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第6 議案第16号「中学校運動部活動の方針について」を議題といたします。本件について担当課より説明願います。

○学校教育課長

議案第16号「中学校運動部活動の方針について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○木村委員

学校単位で参加する大会であれば働きかけはできると思いますが、例えばスイミングなどの個人で参加する場合、部活動としての大会は制限できたとしても、クラブとして参加する大会にまで制限できるのでしょうか。

○学校教育課長

本方針は学校部活動に関わるものだけでありますので、それ以外のクラブ等の活動についてまで制限することはできないと考えております。

○教育部長

本方針は基本的に教育委員会の管轄である学校部活動に関するものであり、部活動の活動範囲を明確にし、生徒の負担にならないように活動時間や休業日の基準等を示しております。それに対し、学校活動の一環として実施している運動部活動ではなく、個人的に参加しているものに対してまでは制限できませんが、スポーツクラブの活動により学校生活に影響が出る場合には、学校としても保護者や生徒に対して指導や助言をしていくことにはなると思います。

○丁子谷委員

中体連に参加するために、学校単独でチーム編成できない場合には他校と合同チームを編成することが認められていますが、市郡を越えた学校との合同チームは認められておりません。その点、スポーツ少年団であればそういう制限はありませんので、中体連の制度を見直す必要があるのではないかと考えております。

○教育長

中体連の組織には各地区の校長が理事として関与しており、団体競技でのチーム編成が難しいということも話題になっているようですので、今後、検討していくことになるかと考えております。

○丁子谷委員

それから、中学校では武道を実施するよう規定されていますが、実際にはやっているのでしょうか。

○学校教育課長

授業時数調査から武道が行われていると確認しております。加えて、国・県では指導者の養成を行っております。

○教育長

各中学校では主に柔道を選択していますが、あくまでも競技的なものではなく教育活動の範囲内で行っております。他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

「その他」として何かございませんでしょうか。

○学校給食センター所長

「物損事故に係る和解の件について」、報告する。

○教育長

他に何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので、これを持ちまして令和元年五所川原市教育委員会第7回定例会を閉会いたします。

午後3時3分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年11月19日

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

五所川原市教育委員会委員 1番 丁子谷悟

五所川原市教育委員会委員 2番 木村吉幸

会議の書記 教育総務課長 川浪生郎